

50キロワット超急速充電設備における基準の特例チェック表（その1）

番号	特 例 要 件	図面 番号等	チェック欄	
			申請者	消防 (注)
1	次に掲げる項目について、条例第11条第1項第9号に定める点検及び試験を適切に行う体制が構築されている。 ア 変形、発錆、異音、異臭、振動等の設置状況の異常の有無 イ フィルター、ファン等の清掃 ウ 充電コネクタ、操作ボタン等の破損等の外観 エ 通常動作、アラーム、表示等の動作確認 オ 絶縁、漏電遮断器等の性能試験		該・否	該・否
2	設置者又は施設管理者による別添え1の項目に準じた点検を毎月実施する体制が構築されている。		該・否	該・否
3	メーカーによる点検を実施する体制が構築されている。		該・否	該・否
4	きょう体は、不燃性の金属材料で造られている。		該・否	該・否
5	充電前に自動的に絶縁状況の確認をする措置が講じられている。		該・否	該・否
6	電気自動車と50キロワット超急速充電設備とが確実に接続されていない場合には、充電を開始させない措置が講じられている。		該・否	該・否
7	電気自動車に充電中は、50キロワット超急速充電設備のコネクタが外れないような措置が講じられている。		該・否	該・否
8	電圧又は電流の異常を検知した場合は、自動的に停止する措置が講じられている。		該・否	該・否
9	異常な高温、漏電、地絡及び制御機能の異常で自動的に停止する措置が講じられている。		該・否	該・否
10	手動での緊急停止措置が講じられている。		該・否	該・否
11	電気自動車の衝突防止措置が講じられている。		該・否	該・否
12	見やすい箇所に「急速充電設備」の表示がされている。		該・否	該・否
13	出力が150キロワット級以下である。		該・否	該・否
14	蓄電池設備が内蔵されていない。		該・否	該・否

15	太陽光発電設備が接続されていない。		該・否	該・否
16	きょう体が、日本工業規格で規定する I P 4 4 以上の保護等級を有している。 I P 4 4 未満の場合は、虫等の侵入防止措置が講じられている。		該・否	該・否
17	ケーブル径が出力 5 0 キロワット以下のものよりも太く、かつ、重くなるものについては、充電コネクタに落下防止等の措置が講じられている。		該・否	該・否
18	電源供給部分と当該設備との間の絶縁性能が強化されている。		該・否	該・否
19	ケーブルが 2 本以上ある場合において、出力切替用接点に異常が生じたときは、設備を自動的に停止させる措置が講じられている。		該・否	該・否
20	ケーブルに液冷方式を用いるものについては、流量又は温度の異常を検知した場合には、設備を自動的に停止させる等の措置が講じられている。		該・否	該・否

注 消防職員が記入する欄

50キロワット超急速充電設備における基準の特例チェック表（その2）

特 例 要 件	図面番 号等	チェック欄	
		申請者	消防 (注1)
燃焼実験（注2）を実施し、緩和したい距離における熱流束値が10kW/m <sup>2</sup> 以下である。		該・否	該・否

注1 消防職員が記入する欄

2 別添え2の燃焼実験をいう。

50キロワット超急速充電設備における基準の特例チェック表（その3）

特 例 要 件	図面番 号等	チェック欄	
		申請者	消防 (注1)
特例を申請しようとする50キロワット超急速充電設備と燃焼実験（注2）で使用した50キロワット超急速充電設備供試体（以下「供試体」という。）とを比較した場合、以下に定める項目について、全て「該」となる場合は、供試体と火災の危険性が同等以下である			
ア きょう体の材料が供試体と同等以上であること。 （供試体：不燃の金属材料であり、厚さがステンレス鋼板で2.0mm以上、又は鋼板で2.3mm以上）		該・否	該・否
イ 安全装置（漏電遮断器）が設置されていること。		該・否	該・否
ウ きょう体の体積1m <sup>3</sup> に対する内蔵可燃物量が供試体（約122kg/m <sup>3</sup> ）以下であること。		該・否	該・否
エ 蓄電池設備が内蔵されていないこと。		該・否	該・否
オ 太陽光発電設備が接続されていないこと。		該・否	該・否

注1 消防職員が記入する欄

2 別添え2の燃焼実験をいう。

別添え 1

日常点検チェックシート

実施日： \_\_\_\_\_

点検実施者： \_\_\_\_\_

番号	点 検 内 容	適否
1	外観点検	
(1)	充電コネクタのコード部分（ケーブル）の破損、摩耗	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
(2)	充電コネクタのコネクタ部分の破損、摩耗	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
(3)	ケーブルのプロテクトの破損、摩耗	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
(4)	設置ボルトの緩み	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
(5)	建て付けのゆがみ	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
(6)	その他外観異常	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
2	異常音や異臭の有無	
(1)	異常音	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
(2)	異臭	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
3	清掃	
(1)	外観の汚れ	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
(2)	排気口付近のスペース確保状況	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
(3)	取り外し可能なフィルターの汚損	適 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>

注1 「否」のうち点検実施者が対応可能なものは、直ちに補修を行い、その結果を記録し、保存すること。

2 「否」のうち点検実施者が対応不可能なものは、速やかに電気主任技術者等に報告すること。